

[事案 2019-221] 損害賠償請求

・令和2年8月21日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明義務違反等を理由に、契約の無効と既払込保険料相当額の損害賠償等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

未破裂脳動脈瘤によりA病院に入院し手術を受けたため、平成29年8月に締結した医療保険にもとづき給付金を請求したところ、平成25年2月から平成28年11月までB病院を受診していたこと、平成29年1月にA病院を受診していたことを告知しなかったことが告知義務違反にあたるとして、契約を解除され、給付金も支払われなかった。しかし、以下等の理由により、契約の無効と既払込保険料相当額の損害賠償、もしくは告知義務違反解除の無効と給付金の支払いを求める。

- (1)他社契約からの乗り換えであるところ、募集人から、正しい告知をしない場合には本契約が告知義務違反により解除され、無保険状態になるおそれがあることの説明がなかった。
- (2)募集人に対して、内頸動脈瘤で経過観察をしている事実を伝えたと、通院していても治療をしていなければ「いいえ」で良いと言われたため、告知をしなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、クーリングオフ、告知義務違反、乗り換えの説明を申し込み前に行った。また、保障を継続させるため、新契約が成立してから既契約を解約する必要があることを説明した。
- (2)募集人は、内頸動脈瘤で経過観察をしているという話を聞いたので、申立人に通院の有無を確認したところ、申立人は10年前に行ったきりでそれ以降は通院していないと回答したため、「5年以内に病院に行かれてなければ、記入する必要はありません。」と説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、告知時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人による説明義務違反等があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。